

被保険者保険料負担の軽減率が 令和4年度から段階的に縮小されます

被保険者の皆さまにご負担いただく保険料(疾病保険料)は、本来、船舶所有者さまと折半で負担することとされていますが、現在経過的に、被保険者の皆さまが負担する保険料率は、以前被保険者の皆さまが負担してきた準備金^{※1}を活用し、本来の保険料率から0.5%の控除がされる軽減措置を行っております。

疾病保険料率	10.10%	
	被保険者負担分	船舶所有者負担分
	4.55%	5.05%
軽減分	0.50%	

注：40歳以上65歳未満の被保険者様については、別途、介護保険料率（1.92%）を労使折半にてご負担いただきます。
：船舶所有者様については、別途、災害保健福祉保険料率（1.05%）のご負担をいただきます。

この軽減措置の取扱いについては、第43回船員保険協議会^{※2}にて、被保険者の皆さまの負担を急激に増加させることを避け、徐々に控除する率を低減しソフトランディングさせるため、令和4年度から0.1%ずつ控除率を引き下げていく予定となりました。

これにより、被保険者の皆さまの保険料負担が徐々に増えていく^{※3}こととなります。このような負担につきまして、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

被保険者さまが負担する保険料率の見込み

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
保険料率	4.55%	4.65%	4.75%	4.85%	4.95%	※4	5.05%
(控除率)	(0.50%)	(0.40%)	(0.30%)	(0.20%)	(0.10%)	(※4)	—

本来ご負担いただく
保険料率

注：現在の 10.10%の疾病保険料率を維持したと仮定

- ※1 船員保険が国により運営されていた平成22年1月以前に被保険者の皆さまの保険料により積み立てられた準備金です。平成22年時点で約200億円。令和2年度末時点で54億円となっています。
- ※2 船員保険協議会とは、全国健康保険協会が船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、法律に基づき設置しております。
委員は船舶所有者、被保険者(その意見を代表する者を含む。)及び船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命します。
- ※3 0.1%あたり、月給44万円の被保険者の方で月額保険料が440円の増加となります。
- ※4 令和8年度の控除率については、準備金残高に応じて令和7年度中に船員保険協議会において決定する予定です。



全国健康保険協会
船員保険